

医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業に関するご質問と回答

(令和8年9月1日時点の情報であり、回答内容を変更する可能性があります)

項	質問	回答
1	補助の対象となる条件は	重点医師偏在対策支援区域内の病院及び診療所が対象となります。
2	令和9年度実施分の活用意向調査は今回限りか	当該事業の令和9年度実施分に係る国が定める要綱等が大きく変更した場合は再度調査を実施します。
3	過去にこの補助事業を活用している場合でも、再度申請できるのか	医師の勤務・生活環境改善に資する宿直室・更衣室・医局・浴室等の施設整備であれば、複数回申請いただくことは可能です。ただし、過去に本事業を活用して整備した箇所を、再度整備する際には補助対象外となります。
4	事業における補助対象の基準は	国の内示後に着手(発注)をした事業に限ります。既に工事を着手(発注)、完了している事業は補助対象外です。また、施設整備については、令和10(2028)年3月31日までに施行が完了した部分までが対象です(出来高払い)。令和10年度分にかかる事業費の補助については未定です。
5	国の内示はいつ頃予定されるか	令和9年度事業実施分については、詳細不明です。
6	上限額及び下限額は	基準額(様式2により算出する対象経費分の面積×単価)が上限額となります。下限額の設定はありません。
7	改修する宿直室等が、医師以外のものも使用する場合は、補助対象経費をどのように算出したらいいか	医師以外の方も使用する場合は、医師の使用割合によって按分して算出してください。
8	宿直室等を改修する際、仮設の宿直室等を設置、撤去する費用も補助対象となるか	工事のために宿直室等を仮設置、撤去する費用は補助対象外となります。
9	診療部門の整備も補助対象になるか	当該事業では、宿直室、医局、更衣室、浴室等の整備が補助の対象となるため、診療部門の整備は対象外となります。